

令和 7 年度補助金交付方法について

- 補助金の交付申請書は、原則、事業実施 1 ヶ月前までに提出してください。申請の締切日は毎月末日とし、補助金の交付を決定した時は、翌月 10 日前後に交付式を行い、補助金交付決定書（補助金交付指令書）を交付します。
- 補助金の交付は、原則、補助事業報告書の提出を受けた後に交付します。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認められるときは、事前に交付することも可能ですので、適宜お申し出ください。別添の補助金の交付の手続き（令和 7 年度より）を参考としてください。
- 令和 7 年度から補助金の交付方法を振込のみとします。別添の振込口座記入用紙に必要事項を記載の上、申請書様式とともに提出してください。なお、口座名義と補助金申請の団体名が一致しているもののみ受け付けます。（団体代表の個人口座等は受け付けません。）

※振込対応となった経緯

令和 5 年度までは、小切手又は、現金による交付を行っていましたが、紙媒体の小切手の利用停止や額の大きい現金の管理体制の見直しに伴い、令和 6 年度より、原則振込による対応を行っています。